

# 私たち こんな活動しています!

## ● 総務委員会

令和5年度総務委員会委員長

日下部 真治 (47期)

Kusakabe Shinji



## 1. はじめに

一般の企業で総務部といえば、営業部や経理部のように、組織の規模が小さい早期の段階から設置され、企業の活動が複雑になるにつれて、そこから新たな部が派生していくことが多いように思います（大企業の法務部も、もともとは総務部文書課でした、といった話はよく聞きます。）。そのため、「総務」というと、その他諸々を取り扱う、言い換えると特定の業務に専念しているわけではない部署がイメージされますが、当会の総務委員会は、それとは少々毛色が異なります。

当会の総務委員会は、平成18年度に、それまで存在していた公益活動等推進委員会、弁護士会機構改革対策委員会、事務局職員に関する委員会及び会館管理委員会を統合して設立されました。このような経緯から、当委員会には、①職員・機構改革部会、②会館管理部会及び③公益活動推進部会という3つの部会があり、60名弱の委員・幹事はいずれかの部会に所属して活動しています。それぞれの活動内容は以下のとおりです（それぞれ、横松昌典部会長（39期）、三森仁部会長（45期）及び高橋謙治部会長（49期）に執筆のご協力をいただきました。）。

## 2. 職員・機構改革部会について

職員・機構改革部会は、簡略化しますと、事務局職員の人事・労務に関する事項について、理事者から報告を受け、会長からの諮問に対し回答す

ること、当会の機構改革について検討することをしていますが、最近では、もっぱら前者の比重が高くなっています。

例えば、就業規則の改正については、軽微な改正を除き、本部会が報告を受けて意見を述べ、ときには改正案を作成したり修正したりします。最近では、労基法改正に伴う職員就業規則の大規模な改正のほか、看護休暇、介護休暇、育児休業等、嘱託職員等に関する就業規則改正案、同一労働同一賃金に関する対応などについて検討しました。

職員採用に関する方針、派遣法への対応、障がい者雇用への対応なども担当します。コロナ禍で始まった在宅勤務・リモートワークに関する対応、事務局の業務評価制度の在り方についても、理事者からの報告を受けて議論しました。事務局の役職任命考査、定期異動その他随時の職務分担変更についても、その都度報告を受けています。そのほか、当会のDXの進捗状況、個人情報保護法改正への対応なども本部会で行いました。

## 3. 会館管理部会について

会館管理部会は、弁護士会館の維持管理に関する部会であり、主に①弁護士会館の設備の日常修理の検討、②地下1階テナント店舗に関する検討、③会館に関する緊急対応及び不審者・不審物への対応、④30周年大規模改修に向けた検討、⑤当会専有部分の改修の検討などを行っています。

弁護士会館は、東京三会と日弁連の共有の建物であり、これら四会を構成員とする四会会館運営委員会で管理しています。当会の会館管理部は、当会の窓口として、四会会館運営委員会に参加しています。

弁護士会館は、巨額の費用を投じて建てられており、修理にも相当の費用を要します。来たるべき30周年の大規模改修に向けて、このたび検討チームが発足したところです。また弁護士会館のセキュリティ対策として、どの程度の費用を投じてどの程度のセキュリティを達成するかについても、このところ継続的に議論されています。ビルのメンテナンスなどに興味や知見がある方は、ぜひご参加ください。

また、2022年に、当会8階の会員専用スペースが大幅にリニューアルされました。日比谷公園を見下ろすコンセント付きのワークスペース、重い記録等を収納できるコインロッカーなど、充実した設備となっていますので、ぜひご利用ください。

## 4. 公益活動推進部会について

基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命を実現し、国民・社会の弁護士に対する信頼を勝ち得る上で、弁護士が公益的な活動を行うことは大変重要な意義を持っています。昨今の経済界におけるESG重視の潮流にも沿う時代の要請でもあるでしょう。

そこで、公益活動推進部会では、弁護士会員、弁護士法人会員その他の会員の「公益活動等を推進すること」(総務委員会規則1条4号)を目的として、①公益活動免除申請の審査、②官公署委嘱活動認定申請の審査、③公益活動の手引の改訂、④公益活動に関する会規・規則等の改訂提案等の活動を行っており、重要な役割を果たしております。

す。

もっとも、昨今では、時代や社会の変化に伴って、公益的な活動、社会的に意義のある活動は広がりを見せ、大規模事務所・渉外事務所等の弁護士サイドでも会規・規則等で従来想定されていた公益活動の枠にとらわれないプロボノ活動が積極的に行われています。公益活動推進部会としても、このような時代や社会の変化に取り残されないように研究・対応を行う必要があると考えており、そのための活動も積極的に行っております。

## 5. おわりに

以上のとおり、当委員会の活動は3つの部会の活動を中心としています。しかし、「総務」と名がつくだけあって、当会の執行部からは、こうした部会の活動の内容とは離れて、当会内の担当委員会等が定まらない問題や、特に慎重に会員の意見を聴く必要のある問題について、当委員会に意見照会がされることが多くあります。当委員会は、当会の役員経験者が委員の多くを占めていることもあり、ご意見番のような機能も果たしているといえるかもしれません。

もっとも、当委員会には、若手でアクティブに活動していただいている委員・幹事の先生方もいらっしゃいます。特に、公益活動推進部会では、当会会員が様々な場面で行っているプロボノ活動を取り扱っており、若手の先生方のご意見は非常に重要です。当委員会に所属していただくと広い視野で会務を見直す機会が多く得られますので、ご関心のある若手の先生方にはぜひご参加を希望していただければと思います。

